

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

離島振興対策実施地域および促進区域における地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置が延長等されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 離島振興対策実施地域における不動産取得税等の課税免除(延長)

	現行内容	改正内容
対象地域	離島振興対策実施地域(＝近江八幡市の沖島)	
対 象 者	青色申告書を提出する法人 または個人	
対象事業	製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業・その他規則で定める事業	
要 件	令和7年3月31日までに 第二種特別償却設備の新增設をした場合	令和9年3月31日までに 第二種特別償却設備の新增設をした場合
軽減措置	事業税、不動産取得税、 県固定資産税 → 免除	

(2) 促進区域(※1)(＝滋賀県全域)における不動産取得税の不均一課税(延長)

	現行内容	改正内容
対 象 者	地域経済牽引事業計画(※2)の承認を受けた者	
要 件	促進区域内対象施設(※3)の設置 (承認日から 令和7年3月31日まで の間)	促進区域内対象施設(※3)の設置 (承認日から 令和10年3月31日まで の間)
軽減措置	不動産取得税 → 9/10 軽減	

(※1) 地域未来投資促進法に基づく基本計画の対象となる区域であり、滋賀県は県全域を対象とする第2期滋賀県全域基本計画を策定している。

(※2) 促進区域で地域経済牽引事業を行おうとする者は、地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を申請することができる。

(※3) 承認地域経済牽引事業のための施設のうち次に該当するもの

- ・施設の用に供する家屋を構成する減価償却資産および当該家屋の敷地である土地の取得価額が1億円(農林漁業およびその関連業種は5,000万円)超
- ・当該促進区域内対象施設に係る家屋につき当該促進区域内対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積のうち促進区域内対象施設に含まれる部分の床面積の占める割合が1/2以上

(3) その他

その他必要な規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

公布日から施行することとし、2(1)および(2)は令和7年4月1日から適用する。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）および地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正に伴い、第2種産業振興促進区域における課税免除および促進区域における不均一課税の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 第2種産業振興促進区域における課税免除の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（第4条関係）
- (2) 促進区域における不均一課税の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとします。（第6条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行し、(1)および(2)は、令和7年4月1日から適用することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条・第2条 省略 (第1種産業振興促進区域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が第1種産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和9年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等(過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る。))をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得または<u>収入金額</u>(事業税の課税標準額となるものをいう。<u>第5条において同じ。</u>)のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア 省略 イ ア以外の場合	第1条・第2条 省略 (第1種産業振興促進区域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が第1種産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和9年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等(過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る。))をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得_____ (事業税の課税標準額となるものをいう_____)。)のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア 省略 イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得×（当該取得等をした設備に係る従業者の数／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2)・(3) 省略

2～5 省略

（第2種産業振興促進区域における県税の課税免除）

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が第2種産業振興促進区域内において当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和7年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または年に係る所得×（当該取得等をした設備に係る従業者の数／当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2)・(3) 省略

2～5 省略

（第2種産業振興促進区域における県税の課税免除）

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が第2種産業振興促進区域内において当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和9年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対

して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用、有線放送業用、インターネット附随サービス業用その他規則で定める事業用の設備に係る固定資産の価額））

イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得×（当該新設し、または増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2)・(3) 省略

2 第2種産業振興促進区域内において畜産業、水産業または薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。）を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分

して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該第2種特別償却設備にに係る固定資産の価額／当該第2種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供する設備に係る固定資産の価額））

イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または年に係る所得×（当該第2種特別償却設備にに係る従業者の数／当該第2種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

(2)・(3) 省略

2 第2種産業振興促進区域内において畜産業、水産業または薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。）を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分

の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して事業税を課さない。

3 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 省略

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。）を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額_____のうち当該特定第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するもの

の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得_____に対して事業税を課さない。

3 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 省略

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。）を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）のうち当該特定第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するもの

のに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

省略

(2) 省略

3・4 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和7年3月31日まで(地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋(当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

第7条以下 省略

のに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

省略

(2) 省略

3・4 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和10年3月31日まで(地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋(当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

第7条以下 省略